

職 発 0317 第 8 号
令和 5 年 3 月 17 日

全国中小企業団体中央会
会長 森 洋 殿

厚生労働省職業安定局長



就職氷河期世代の労働者の募集及び採用に係る例外措置の延長の周知について（依頼）

職業安定行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

労働者の募集及び採用につきましては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 9 条によって、限定的な例外を除いて、年齢制限を設けることが禁止されており、年齢制限を設けることができる限定的な例外を労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3 第 1 項各号に定めております。

一方、いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎え、就職活動を行った世代であり、中には希望するような就職ができず、不安定な就労や無業を余儀なくされ、現在でも不安定な就労をされている方や無業の方も一定数おられるため、政府としてそうした方々の活躍に向けて支援していく必要があるところです。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、令和 5 年度からの 2 年間で「第 2 ステージ」として位置付けて就職氷河期世代への支援を引き続き講じていくこととされたところです。

このため、厚生労働省では、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者の安定した雇用を促進するため、令和 5 年 3 月末までの特例措置として、事業主が就職氷河期世代の不安定就労者等を直接募集すること等を可能としているところですが、今般、その特例について令和 7 年度 3 月 31 日まで延長する省令改正を行ったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただくとともに、リーフレット（別添）もご活用の上、貴団体の傘下団体・企業等に対する周知にご協力いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。